平成２１年（フ）第４３１号
愛媛県松山市高岡町138番地４　天神コーポ105号
債務者　日野　直美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４５５号
愛媛県松山市北梅本町66番地　301号、住民票上の住所愛媛県松山市谷町34番地　潮見団地２棟13号
債務者　東　　英男
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４６１号
愛媛県松山市桑原５丁目２番37号　コーポ陽303号
債務者　松田　弘之
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２８６号
福岡県久留米市宮ノ陣６丁目13番25号
債務者　佐方　治代
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１１６号
鹿児島県姶良郡姶良町西姶良１丁目38番Ｅ202号
債務者　川田　愼也
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
鹿児島県霧島市隼人町内327番地　大津団地212号
債務者　大窪　隆義
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
鹿児島県薩摩川内市天辰町2099番地16
債務者　上城ミチヱ（旧姓松林）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2934番地新田荘201
債務者　福留　和明
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
鹿児島県阿久根市波留2839番地
債務者　大平　智生
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
鹿児島県出水市高尾野町大久保470番地１上の原団地７号
債務者　河口　清実
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
鹿児島県出水市麓町10番13号
債務者　中島　　勉（旧姓磯田）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
鹿児島県薩摩川内市中郷３丁目76番地大勝コーポ202
債務者　池田　幸雄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
北海道苫小牧市拓勇東町５丁目17番地の22
債務者　金山　洋一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第８８号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート５号棟522号
債務者　奈良ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第２９０号
秋田県潟上市天王字北野223番地208
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５０号
富山市中川原382番地15
債務者　小山田泰子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６８号
富山市布市新町62番地１
債務者　中村　美晴
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３３号
長野市吉田１丁目19番９号ラプラス本城W201号
債務者　荒井　清子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　長野地方裁判所民事部破産係